

鎌倉女子大学短期大学部 『学則』

第 1 章 総 則

第1条 (目 的)

鎌倉女子大学短期大学部（以下「本学」という）は、日本国憲法に基づき、鎌倉女子大学の教育の理念である「感謝と奉仕に生きる人づくり」を中核としたその建学の精神に則り、社会生活に有益な専門的な教育研究を推進することを通じて、科学的教養と優雅な性情を涵養し、以って人類の福祉及び文化の向上発展に寄与することを目的とする。

2. 初等教育学科は、乳幼児及び児童が生きる生活世界の基礎的理解と、教育・保育の活動等に資する理論及びその応用・実践についての教育研究を通じて、豊かな人間性と高い倫理性及び知見をもった人材を養成し、健全で幸福な社会の発展に寄与することを目的とする。

第1条の2 (自己点検及び評価)

前条の目的を達成し、教育活動の向上を促進するために教育活動の状況について、自ら自己点検及び評価を行なうものとする。

2. 自己点検及び評価に関する事項は、別にこれを定める。

第2条 (名 称)

本学は、「鎌倉女子大学短期大学部」と称する。

第3条 (所在地)

本学は、神奈川県鎌倉市大船六丁目1番3号に設置する。

第 2 章 学科及び授業科目並びに学生定員・修業年限

第4条 (学科名)

本学に初等教育学科を置く。

第5条 (授業科目)

授業科目は、教養教育科目、総合教育科目及び専門教育科目(教職専門科目を含む)に分ける。

第6条 (授業科目単位数)

授業科目と単位数は、別表Iの通りである。

第7条 (学生定員)

本学の学生定員は、次の通りである。

学 科	入 学 定 員	収 容 定 員
初 等 教 育 学 科	2 0 0 名	4 0 0 名

第8条 (修業年限)

本学の修業年限は、2か年とする。但し4年を超えて在学することはできない。

第 3 章 履 修 方 法 及 び 卒 業

第9条 (履修単位)

本学に2年以上在学し、次の各号に定める単位以上を取得した者は、卒業と認め学位記を授

与する。

- 一. 教養教育科目は、本学の建学の精神に基づき、広範な教養と識見を育み、有為な社会人として正確な判断力及び責任ある行動を身につけ、開明的な女性を養成することを主たる目的とするもので3単位以上を履修しなければならない。
- 二. 総合教育科目は、専門教育科目を学ぶ基礎能力の養成及び専門性を深めるための高度な教養を身につけることを主たる目的とするもので、16単位以上を履修しなければならない。
- 三. 専門教育科目は、選択科目を含めて44単位以上を履修しなければならない。

第10条 (資格の取得)

資格の取得は、次の各項に定める方法による。

2. 教育職員免許状を得ようとする者は、教育職員免許法、同施行規則に規定する科目及び単位数を履修しなければならない。また当該所要資格を取得できる教育職員免許状は、初等教育学科においては、小学校教諭2種免許状・幼稚園教諭2種免許状である。
3. 初等教育学科に所属し、保育士の資格を得ようとする者は、児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める修業教科目及び単位数を修得しなければならない。
4. 初等教育学科に所属し、児童厚生二級指導員の資格を得ようとする者は、「児童厚生員資格履修規程」に定める学科目、単位数を修得しなければならない。

第11条 (必修・選択・自由科目の区分)

必修科目、選択科目及び自由科目の単位数は、別表Iの通りとする。

第11条の2 (授業の方法)

授業の方法は、講義、演習、実験、実習又は実技とする。

第11条の3 (授業期間)

1年間の授業を行なう期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

2. 各授業科目の授業は、原則として15週にわたる期間を単位として行なうものとする。但し教育上特別の必要があると認められる場合は、これらの期間より短い特定の期間において授業を行なうことができる。

第12条 (単位数計算の基準)

授業科目の単位の計算方法は、次の各号に定める基準によるものとする。

- 一. 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
 - 二. 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。但し芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
2. 前項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

第12条の2 (昼夜開講制)

本学は、教育上必要と認められる場合には、昼夜開講制により授業を行なうことがある。

第13条 (単位の互換)

教育上有益と認めるときは、他短期大学又は他大学との協議に基づき、学生に当該他短期大学又は他大学の授業科目を履修させることができる。

2. 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位については、教授会の議を経て、30単位を超えない範囲で、卒業の要件となる単位として認めることができる。
3. 本学は、教育上有益と認めるときは学生が本学に入学する前に他大学又は他短期大学において履修した授業科目について修得した単位を30単位を超えない範囲で本学における授業科目の

履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

第 4 章 入学・休学・退学・転学及び除籍

第14条 （ 入学の時期 ）

入学は、学年の始めとする。但し再入学は、学期の始めとすることができる。

第15条 （ 入学資格 ）

本学に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当し、本学の入学検定に合格した者でなければならない。

- 一．高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- 二．通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む）
- 三．外国において学校教育12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定を受けた者
- 四．文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 五．文部科学大臣の指定した者及び文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者
- 六．本学において、個別の入学資格審査により、高等学校卒業者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達した者

第16条 （ 志願手続き ）

入学志願者は、所定の入学志願票に別に定めるところの書類、入学検定料を添えて、願い出るものとする。

第17条 （ 入学者の選考 ）

入学者の選考は、検定により決定する。

- 2．検定の方法は、別に定める。

第18条 （ 入学手続き ）

入学検定に合格した者は、所定の期日までに宣誓書、保証書及び所定書類を提出するとともに、別に定める入学金、授業料及びその他の納入金を納入し、入学手続きをしなければならない。

第19条 （ 保証人等 ）

保証人は、学生に係る一切の責任を履行し得る者で、父母又はこれに代わる者でなければならない。

第20条 （ 休学 ）

疾病その他やむを得ない事由で2か月以上就学することができない者は、保証人連署の上、学長に願い出てその許可を得て、1か年に限り休学することができる。但し特別の事情がある者は、その期間の延長を申し出ることができる。

- 2．病気を理由とする休学願には、医師の診断書を必要とする。

第21条 （ 休学期間 ）

休学期間は、通算して2年を超えることはできない。

- 2．休学期間において、休学の事由が止んだ時は、学長の許可を得て、出席することができる。

第22条 （ 休学期間の不算入 ）

休学期間は、在学期間に算入しない。

第23条 （ 休学期間中の学納金 ）

休学期間中は、授業料、実験実習費及び教育充実費のそれぞれ半額を納付しなければならない。

第24条 （ 再入学 ）

正当な理由で退学した者が、再入学を志願した場合は、選考の上これを許可する。

2. 前項の場合、既修の学科目の全部又は一部を再び履修させることがある。

第25条 （ 退 学 ）

退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

2. 次の各号に該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。

一. 授業料を納めることを怠り、督促を受けて未だ納めない者

二. 第8条に定める在学年限を超えた者

三. 第20条に定める休学期間を超えてなお就学できない者

第 5 章 試 験

第26条 （ 定期試験 ）

試験は、同一授業科目につき每学期1回以上これを行なう。

第27条 （ その他の試験 ）

論文又は実験・実習、研究の報告は、審査をもって試験に代えることがある。

第28条 （ 試験の成績評価 ）

授業科目の成績評価は、100点法をもって行ない、60点以上を合格とする。

2. 教科担当教員は、前項に定める成績評価を、90点以上をS、80点以上90点未満をA、70点以上80点未満をB、60点以上70点未満をC、60点未満をFと表記する。

3. 授業科目を履修し、合格した者には、当該授業科目所定の単位を与える。

第29条 （ 受験資格 ）

各授業科目について出席すべき時間数の3分の1を超えて欠席した者は、試験を受けることができない。

第30条 （ 試験に係る細則 ）

試験に関する細則は、別にこれを定める。

第 6 章 学 費

第31条 （ 学 費 ）

入学検定料、入学金、授業料等は、別表Ⅱに定める。

第32条 （ 分 納 ）

授業料を分納する場合は、その半額を所定の期日までに納めなければならない。

第33条 （ 既納学納金の取扱い ）

すでに納めた入学検定料、入学金、授業料等はこれを返却しない。

第34条 （ 未納者の扱い ）

授業料を納めない者は、原則として試験を受けることができない。

第35条 （ 貸給費 ）

貸給費については、別にこれを定める。

第36条 （ 実験実習費 ）

実験・実習に必要な費用は、別にこれを徴収する。

第 7 章 学 位

第37条 （ 学 位 ）

本学を卒業した者に、「短期大学士（教育学）」の学位を授与する。

第 8 章 賞 罰

第38条 （ 表 彰 ）

学生で他の模範となる行為があった場合は、これを表彰することがある。

第39条 （ 罰 則 ）

本学の規則に違反し、或いは学生としてその本分にもとる行為があった時は、その情状により、次の懲戒を行う。

- 一. 訓告
- 二. 譴責
- 三. 受験停止
- 四. 停学
- 五. 退学

第40条 （ 退学処分 ）

次の各号の一つに該当する者は、退学を命ずる。

- 一. 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- 二. 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- 三. 正当な理由がなくて、出席が常でない者
- 四. 学園の秩序を乱す者

第 9 章 職 員 組 織

第41条 （ 職員組織 ）

本学に次の各号に定める職員をおく。

- 一. 学長
- 二. 教授
- 三. 准教授
- 四. 講師
- 五. 助教
- 六. 助手
- 七. 事務職員
- 八. 技術職員
- 九. その他の職員

第 1 0 章 教 授 会

第42条 （ 教授会 ）

教授会は、学長並びに教授、准教授、専任講師及び助教をもって組織し、次の事項を審議する。

- 一．学生の入学、退学、転学、休学、除籍、課程の修了及び卒業、賞罰に関すること
 - 二．教育課程に関すること
 - 三．学生の考査に関すること
 - 四．学生の補導に関すること
 - 五．学長が審議の必要を認めた事項
- 2．教授会に関する事項は、別に定める。

第 1 1 章 図 書 館

第43条 (図書館)

図書館に関する規定は、別にこれを定める。

第 1 2 章 (削 除)

第44条 (削 除)

第45条 (削 除)

第 1 3 章 委 託 生 ・ 科 目 等 履 修 生 ・ 単 位 互 換 履 修 生

第46条 (委託生)

本学は、官庁又は公共団体等が願い出た時は、一定期間を定め、選考の上、委託生として履修を許可することがある。

- 2．委託生に関する事項は、別にこれを定める。

第47条 (科目等履修生)

本学は本学の学生以外の者で、一又は複数の授業科目を履修する者（以下「科目等履修生」という）に対して単位を与えることができる。

- 2．科目等履修生に関する規定は、別にこれを定める。

第47条の2 (単位互換履修生)

本学は、単位互換に係る協定に基づき、単位互換履修生を受け入れることができる。

- 2．単位互換履修生に関する事項は、別にこれを定める。

第48条 (規定の準用)

委託生、科目等履修生及び単位互換履修生は、第8条、第9条、第10条、第31条、第35条及び第37条を除く他の各章の規定を準用する。

第 1 4 章 専 攻 科

第49条 (専攻科名)

本学に専攻科初等教育専攻を置く。

第50条 (専攻科の学生定員)

学生定員は次の通りである。

専攻名	入学定員	収容定員
初等教育専攻	20名	20名

第51条（専攻科の目的）

専攻科は、初等教育学科に関する専門科目について短期大学の基礎の上に精深な専門の学芸を教授し、その研究を深めることを目的とする。

第52条（専攻科の修業年限）

専攻科の修業年限は、1年とする。

第53条（専攻科の授業科目）

専攻科の授業科目は、別表Ⅰ－2の通りである。

第54条（専攻科の履修単位）

専攻科に1年以上在学し、選択科目を含めて30単位以上を取得した者に修了証書を授与する。

第55条（専攻科の入学資格）

専攻科に入学できる者は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

- 一. 短期大学を卒業した者
- 二. 専修学校の専門課程（修業年限が二年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者
- 三. 本学において短期大学卒業者と同等以上の学力があると認められた者

第56条（専攻科の学費）

専攻科の入学検定料、入学金、授業料等は、別表Ⅱ－2に定める。

第57条（その他）

専攻科に関し本章に定めるものの他、必要な事項については、別に定める。

第 1 5 章 公 開 講 座

第58条（公開講座）

本学は、公開講座を開設することがある。

2. 公開講座に関する事項は、別に定める。

第 1 6 章 学 年 ・ 学 期 ・ 休 業 日

第59条（学年・学期）

学年は、4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

2. 学年の区分は、次の各号に定める通り2学期制とする。

- 一. 春学期 自 4月1日 至 9月30日
- 二. 秋学期 自 10月1日 至 翌年3月31日

第60条（休業日）

休業日は、次の各号に定める通りである。

- 一. 日曜日及び土曜日
- 二. 国民の祝日に関する法律に定める休日

三. 創立記念日	4月19日		
四. 夏季休業	自 8月1日	至	9月16日
五. 冬季休業	自 12月20日	至	翌年1月7日
六. 春季休業	自 3月21日	至	3月31日

第 1 7 章 そ の 他

第61条 (施行細則)

本学則を施行するための細則は、別に学長が定める。

第62条 (名称変更)

平成元年4月1日から、学校名『京浜女子大学短期大学部』を『鎌倉女子大学短期大学部』に変更する。

附 則

昭和25年3月14日、制定する。

2. 昭和25年4月1日、施行する。
3. 昭和32年4月1日、改定・施行する。
4. 昭和37年4月1日、改定・施行する。
5. 昭和47年4月1日、改定・施行する。
6. 昭和49年4月1日、改定・施行する。
7. 昭和51年4月1日、改定・施行する。
8. 昭和62年4月1日、改定・施行。但し昭和61年度入学生までは、改定前の学則を適用する。
9. 平成元年4月1日、改定・施行する。
10. 平成2年4月1日、改定・施行。但し平成元年度入学生までは、改定前の学則を適用する。
11. 平成3年4月1日、改定・施行。但し平成元年度入学生までは、平成元年4月1日改定・施行の学則を適用、学費については、各当該年度の学則を適用する。
12. 平成4年4月1日、改定・施行。但し平成元年度入学生までは、平成元年4月1日改定・施行の学則を、平成3年度入学生までは、平成3年4月1日改定・施行の学則を適用、学費については、各当該年度の学則を適用する。
13. 平成5年4月1日、改定・施行。但し平成4年度入学生までは、改定前の学則を適用する。
14. 平成7年4月1日、改定・施行。但し平成6年度入学生までは、改定前の学則を適用する。
15. 平成8年4月1日、改定・施行。但し平成7年度入学生までは、改定前の学則を適用する。
16. 平成9年4月1日、改定・施行。(カリキュラム改定)但し平成8年度入学生までは、改定前の学則を適用する。
17. 平成11年4月1日、改定・施行。
18. 平成12年4月1日、改正・施行。但し平成11年度入学生までは、改定前の学則を適用する。
19. 平成13年4月1日、改正・施行。(専攻科設置)但し平成12年度入学生までは、改定前の学則を適用する。
20. 平成14年4月1日、改正・施行。但し平成13年度入学生までは、改定前の学則を適用する。
21. 平成15年4月1日、改正・施行。但し本学則第3条(所在地)を除き平成14年度入学生までは、改定前の学則を適用する。
22. 平成16年4月1日、改正・施行。
23. 平成17年4月1日、改正・施行。但し平成16年度入学生までは、改定前の学則を適用する。
24. 平成18年2月1日から改正・施行し、平成17年10月1日から適用する。
25. 平成18年4月1日、改正・施行。但し本学則第59条(学年・学期)を除き平成17年度入学生までは、改定前の学則を適用する。
26. 平成19年4月1日、改定・施行。
27. 平成19年4月1日、改定・施行。但し平成18年度入学生までは、改定前の学則を適用する。
28. 平成20年4月1日、改定・施行。
29. 平成21年4月1日、改定・施行。但し平成20年度入学生までは、改定前の学則を適用する。

30. 平成22年4月1日、改定・施行。但し平成21年度入学生までは、改定前の学則を適用する。
31. 平成23年4月1日、改定・施行。但し平成22年度入学生までは、改定前の学則を適用する。
32. 平成25年4月1日、改定・施行。但し平成24年度入学生までは、改定前の学則を適用する。

科目区分	授業科目	必修 単位数	選択 単位数	自由 単位数	備考		
〔教養教育科目〕							
	建学の精神	1					
	教養講座①	1					
	教養講座②	1					
〔総合教育科目〕							
	女性と文化	2	2		16単位以上 選択必修		
	哲学		2				
	人間と倫理		2				
	心理学		2				
	日本人の心		2				
	鎌倉の歴史・文化		2				
	書道		2				
	日本国憲法		2				
	生活と法律		2				
	国際関係		2				2単位以上選択必修
	経済のしくみ		2				
	企業の知識		2				
	生物学の基礎		2				
	生活と環境		2				2単位以上選択必修
	数と統計		2				
	日本語表現		2				2単位以上選択必修
	キャリアデザイン		2				
	健康・スポーツ科学		2				
	食と健康		2				1単位以上選択必修
	スポーツ実技		1				
	スポーツ実技（水泳）		1				
	情報処理（情報機器の操作を含む）		2				
	プレゼンテーション		1				3単位以上選択必修
	プログラミング		1				
	英語①	1		2単位 以上 選択必修	3単位 以上 選択必修		
	英語②	1					
	英語コミュニケーション①	1					
	英語コミュニケーション②	1					
	ドイツ語①	1					
	フランス語①	1					

科目区分	授業科目	必修 単位数	選択 単位数	自由 単位数	備考
〔専門教育科目〕					
	国語	2			
	社会		2		
	算数	2			
	理科		2		
	生活		2		
	音楽①	2			
	音楽②		2		
	図画工作	2			
	言語表現		2		
	家庭		2		
	体育	2			
	社会福祉		2		
	相談援助演習		2		
	児童家庭福祉		2		
	保育原理		2		
	社会的養護		2		
	保育者論		2		
	臨床心理学		2		
	子どもの保健①		2		
	子どもの保健②		2		
	子どもの保健演習		2		
	子どもの食と栄養		2		
	子どもの食と栄養実習		1		
	家庭支援論		2		
	乳児保育		2		
	社会的養護内容		2		
	障害児保育		2		
	保育実習指導Ⅰ（保育所）		1		
	保育実習指導Ⅰ（居住型施設等）		1		
	保育実習指導Ⅱ（保育所）		1		
	保育実習指導Ⅲ（児童厚生施設等）		1		
	保育実習Ⅰ（保育所）		2		
	保育実習Ⅰ（居住型施設等）		2		
	保育実習Ⅱ（保育所）		2		
	保育実習Ⅲ（児童厚生施設等）		2		
	リトミック		2		
	レクリエーション理論		2		
	レクリエーション実技①		1		
	レクリエーション実技②		1		
	レクリエーション実習（学外）		1		
	児童の健全育成と福祉		2		
	児童館の機能と運営		2		
	ムーブメント療法		2		
	地域福祉論		2		
	秘書学概論		2		
	秘書実務		2		

科目区分	授業科目	必修 単位数	選択 単位数	自由 単位数	備考
	〔教職科目〕				
	教職概論（同和教育を含む）		2		
	教育原理	2			
	教育心理学		2		
	学習心理学		2		
	発達心理学	2			
	保育の心理学演習		2		
	教育法規		2		
	教育制度		2		
	カリキュラム論Ⅰ		2		
	カリキュラム論Ⅱ		2		
	国語科教育法		2		
	社会科教育法		2		
	算数科教育法		2		
	理科教育法		2		
	生活科教育法		2		
	音楽科教育法		2		
	図画工作科教育法		2		
	家庭科教育法		2		
	体育科教育法		2		
	道德教育の研究		2		
	特別活動の研究		2		
	小学校英語		2		
	小学校英語教育法		2		
	保育内容総論		2		
	保育内容演習健康		2		
	保育内容演習人間関係		2		
	保育内容演習環境		2		
	保育内容演習言葉		2		
	保育内容演習表現		2		
	児童文化		2		
	教育方法・技術		2		
	教育方法・技術演習		2		
	児童指導		2		
	幼児指導		2		
	教育相談		2		
	学校カウンセリング		2		
	教育実習指導		1		
	教育実習（小学校）		4		
	教育実習（幼稚園）		4		
	保育・教職実践演習（幼・小）		2		

学科名	授業科目	必修 単位数	選択 単位数	自由 単位数	備考	
専攻科	保育サービス論		2		幼児教育・ 子育て支援コース	
初等教育専攻	乳児保育特論		2			
	障害児保育特論		2			
	ムーブメント療法実践学		2			
	小児看護学		2			
	小児看護演習		2			
	異文化理解		2			
	地域子育て論		2			
	子育てカウンセリング演習		2			
	子どもの危機・安全管理		2			
	子ども食育論		2			
	子ども食育演習		2			
	音楽表現		2			
	造形表現		2			
	幼児体育		2			
	幼児体育論		2			幼児体育・ 子ども野外活動 コース
	子どもの運動生理		2			
	幼児体育指導Ⅰ		2			
	幼児体育指導Ⅱ		2			
	子どもの水泳指導Ⅰ		2			
	子どもの水泳指導Ⅱ		2			
	子どものスキー指導Ⅰ		2			
	子どものスキー指導Ⅱ		2			
	ムーブメント療法実践学		2			
	子どもの野外活動論		2			
	親子レクリエーション		2			
	アドベンチュア・プレイ キャンプ		2			
	子どもの危機・安全管理		2			
	スポーツⅠ(体操)		2			
	スポーツⅡ(水泳)		2			
	リトミック		2			
	ドラマ		2			
	インターンシップ(保育所)		4			
	インターンシップ(児童厚生施設)		4			
	インターンシップ(幼稚園)		4			
	SAE(イギリス)		1			
	保育英語		2			

鎌倉女子大学短期大学部学費一覧表

項 目	金 額
	初 等 教 育 学 科
入学検定料	30,000 円
	センター試験利用入試 15,000 円
入 学 金	380,000 円
施 設 費	200,000 円
授 業 料	640,000 円
実験実習費	170,000 円
教育充実費	65,000 円

『鎌倉女子大学短期大学部学則』 別表 II - 2

鎌倉女子大学短期大学部専攻科学費一覧表

項 目	金 額
	専攻科 初等教育専攻
入学検定料	30,000 円
入 学 金	190,000 円
施 設 費	100,000 円
授 業 料	640,000 円
教育充実費	40,000 円